

## 長期優良住宅建築等計画の申請部数及び取り扱いについて

### 1. 申請者作成部数

長期優良住宅建築等 計画の認定申請のみ	長期優良住宅建築等 計画の認定申請 + 法 第 6 条第 2 項の併用 (任意適判無し)	長期優良住宅建築等 計画の認定申請 + 法 第 6 条第 2 項の併用 (任意適判有り)
長期優良住宅建築等 計画の認定申請 1 式	2 部(正・副)	3 部(正・副・副)
法第 6 条第 2 項の建 築確認申請 1 式	2 部(正・副)	3 部(正・副・副)

### 2. 認定後の返却部数

長期優良住宅建築等 計画の認定申請のみ	長期優良住宅建築等 計画の認定申請 + 法 第 6 条第 2 項の併用 (任意適判無し)	長期優良住宅建築等 計画の認定申請 + 法 第 6 条第 2 項の併用 (任意適判有り)
長期優良住宅建築等 計画の認定申請 1 式	1 部(副)	1 部(副)
法第 6 条第 2 項の建 築確認申請 1 式	返却無し	返却無し

長期優良住宅建築等計画の認定申請 + 法第 6 条第 2 項の併用の場合、認定後に法第 6 条第 2 項の建築確認申請 1 式の返却はありません。建築番号等は認定通知書に記載されます。